

緊急時の対応 ～自然災害発生時の動き～

岐阜県教育委員会 体育健康課

1 事前に備える

(1) 体制整備と備蓄

- ①安全担当者のリーダーシップと全ての職員の役割分担を明確にする。
- ②学校や保護者や地域、自治体等と連携した体制整備をする。
※特に保護者へは、事前に災害が落ちてから迎えに来るよう依頼しておく。
- ③地域特性から予想される二次災害（津波・土砂災害・火災等）の洗い出しをする。
- ④備品（救急箱等）や備蓄は保管場所にも配慮をする。（学校に確認をする）

(2) 安全点検

- ①計画的に避難経路や避難場所の点検をする。

(3) 命を守る訓練

- ①子どもの基本行動は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難
- ②職員の対応は、「2 命を守る」を参照のこと

(4) 職員研修

- ①地域や関係機関・団体との連携による人材等の活用をして実施する。

2 命を守る

(1) 発生時

- ①子どもは、窓際から離れ、机の下（脚を対角に、下の方を持つ）等にもぐり身を守らせる。机がなければ、衣類や持物で頭を覆い、落下物から身を守らせる。グラウンドや体育館の場合には、その場に頭を隠してしゃがみこむ。（シェイクアウト）
※「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所」への避難が原則
※子ども自身で自己判断できるように、日頃からの指導が必要
- ②職員は、まず身の安全を図りながら、子どもに対し冷静に対処するよう呼び掛ける。
- ③窓ガラスの飛散を防ぐため、窓のカーテンやブラインドを閉める。
- ④ドア付近の職員が、ドアの開放し、出口を確保する。
- ⑤揺れが鎮静化するまで待機させる。

(2) 発生後

- ①大きな地震後には余震の可能性が高いので、十分注意させる。
- ②災害の規模と状況に応じ、屋外に避難する必要があると判断した場合、または、避難放送や職員室からの連絡があった場合、子どもを避難誘導する。その際、先頭と最後尾は職員を配置する。
- ③靴を履かせ、頭を物で覆わせながら、出口に殺到しないよう整然と避難させる。出火により煙がある場合には、ハンカチ等で口を覆う。
- ④要援助者（身体障害者や負傷者）の避難をサポートする。
※事前に担当者を決めておく。（安全担当者が、指示をする）
- ⑤負傷者が命にかかわる状態であれば、その場で、できる応急手当をする。
- ⑥停電した場合、誘導灯を目印に避難させる。
- ⑦上下階への移動には、姿勢を低く保ちながら階段を使用させる。（エレベーター使用×）
- ⑧全員の退出を確認する。
※不在者がいた場合、誰が、どのように対処するか。（安全担当者が、指示をする）
- ⑨屋外へ出る時は、指定の避難場所へ誘導する。（雨天の場合は、どこへ避難するのか）
- ⑩窓ガラス・外壁・看板等の落下物に注意させる。
- ⑪地面の亀裂や陥没、隆起に注意させる。
- ⑫電柱・塀などの倒壊に注意させる。

3 立て直す

- ①避難誘導が完了した時点で、避難場所の緊急災害対策本部に避難人員、負傷者人員を報告する。
- ②負傷者や動揺している子どもへの対応をする。
※救急搬送が必要であれば、素早く要請し、病院へ運ぶ。（引率）
※災害の状況により、救急搬送を要請できない時がある。（通信手段不通、消防署被災等）
その際、できることを、みんなで分担し、協力し合いながら、けがの程度に応じて、適切に対応する。
- ③家庭への連絡が取れる場合には、連絡をする。連絡先名簿を持って避難する。
- ④引渡しに備える。（長期化する場合もある。）